

災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県石油協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用燃料等の供給及び救護用機材等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用燃料等の供給及び救護用機材等の貸与の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 応急対策用燃料等の供給とは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 緊急用車両に対する燃料の供給
- (2) 収容避難所等で使用する暖房用機器等への燃料の供給
- (3) その他、被災者の需要に応じた燃料、機器の供給

3 救護用機材等の貸与とは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 給油所に備え付けられている車両点検用機材（大型ジャッキ等）の貸与
- (2) その他、被災者の救護に必要な機材等の貸与

（要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により燃料等の供給又は機材等の貸与の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 燃料等の供給又は機材等の貸与の要請を必要とする事由
- (2) 供給又は貸与を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給又は貸与を必要とする場所
- (4) 供給又は貸与を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から応急対策用燃料等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により応急対策用燃料等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 供給した品目名とその数量
- (2) 供給した場所
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した応急対策用燃料等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙は事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋 藤 弘

乙 山形市北町二丁目5番26号
山形県石油協同組合
理 事 長 金 山 宏 一 郎

災害時における応急対策用燃料ガス等の供給応援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用燃料ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用燃料ガス等の供給の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 応急対策用燃料ガス等の供給は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 炊き出し活動等で使用する燃料ガスの供給
- (2) 収容避難所等で使用する燃料ガスの供給
- (3) ガス供給施設復旧までの間におけるカセットコンロ等の配布
- (4) その他、被災者の需要に応じた燃料ガス、機器の供給

（要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により燃料ガス等の供給の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策用燃料等の供給の要請を必要とする事由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所
- (4) 供給応援を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から応急対策用燃料ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により応急対策用燃料ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 供給した品目名とその数量
- (2) 供給した場所
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した応急対策用燃料ガス等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長

とし、乙は専務理事または事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市旅籠町三丁目3番36号
社団法人山形県エルピーガス協会
会 長 金 山 宏 一 郎

災害時における応急対策用都市ガス等の供給応援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県都市ガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用都市ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用都市ガス等の供給の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 応急対策用都市ガス等の供給は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 炊き出し活動等で使用するガス等の供給
- (2) 収容避難所等で使用するガス等の供給
- (3) ガス供給施設復旧までの間におけるカセットコンロ等の配布
- (4) その他、被災者の需要に応じたガス等、機器の供給

（要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により都市ガス等の供給の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策用都市ガス等の供給の要請を必要とする事由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所
- (4) 供給応援を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から応急対策用都市ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により応急対策用都市ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 供給した品目名とその数量
- (2) 供給した場所
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した応急対策用都市ガス等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙は事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市白山三丁目1番31号
山形県都市ガス協会
会 長 高橋正次

災害時における応急対策用高圧ガス等の供給応援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用高圧ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用高圧ガス等の供給の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 応急対策用高圧ガス等とは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 医療用の酸素ガス、液化窒素、笑気ガス、炭酸ガス（ドライアイスを含む）、滅菌ガス
- (2) 救助用の圧縮ガス、酸素、アセチレン、LPガス
- (3) 生活用の燃料用LPガス
- (4) 上記3項目のガス使用に必要な機材

（要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により高圧ガス等の供給の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策用高圧ガス等の供給の要請を必要とする事由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所
- (4) 供給応援を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

（実 施）

第3条 乙は、甲から応急対策用高圧ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により応急対策用高圧ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 供給した品目名とその数量
- (2) 供給した場所
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した応急対策用高圧ガス等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長

とし、乙は事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市久保田一丁目7番1号
山形県高圧ガス地域防災協議会
会 長 大 場 正 仁

災害時における石油類燃料供給等に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と山形県石油協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の優先的な供給及び運搬（以下「供給活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の石油類燃料が不足した場合に、乙の組合員が保有する石油類燃料を甲へ優先的に供給するために必要な事項を定め、もって災害警備活動その他警察活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、石油類燃料を必要とするときは、乙に対して供給活動を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、乙に対し、石油類燃料の供給活動要請書（別記様式）を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合は、事後速やかに石油類燃料の給油活動要請書を乙に交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の組合員の給油取扱所その他場所において、甲に対し、可能な限り優先的に供給活動を行うよう乙の組合員に指示するものとする。

2 前条第1項の規定による要請に基づき乙の組合員が石油類燃料を供給する場合は、甲は、可能な限り警戒員を配置するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項の規定により、乙の組合員が供給した石油類燃料の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し、相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長 世取山



乙 山形市北町二丁目5番26号

山形県石油協同組合理事長 遠藤靖彦



別記様式

備 二 第 号
平成 年 月 日

山形県石油協同組合
理 事 長 様

山 形 県 警 察 本 部 長

石油類燃料の供給活動要請書
災害時における石油類燃料供給等に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 日 時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
要 請 内 容	
その他参考事項	
連 絡 担 当 者	